社会福祉法人丹後福祉会 個人情報に関する基本規則

第1章総 則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人丹後福祉会(以下「法人」という。)が保有する利用者(以下「本人」という。)の個人情報につき、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)その他関連法令及び介護保険法等の趣旨の下、これを適正に取扱い、法人が掲げる「個人情報に関する基本方針」がめざす個人の権利利益を保護することを目的として定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの及び他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものをいう。 本人が死亡した後においてもその本人の情報を保存している場合及びその

情報が同時に遺族等の生存する個人情報と関連がある場合には、個人情報と同様に取り扱う。

(2) 個人情報データベース

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるよう に体系的に構成したもの

- イ アに掲げるもののほか個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの
- (3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

法人が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、個人情報保護法第2条第7項の「保有個人データ」をいう。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本理念)

第3条 法人は個人情報が、個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いを図るものとする。

(適用範囲)

第4条 この規則は、コンピューター処理がなされているか否か、及び書面に記録されているか否かを問わず、法人において処理される全ての利用者の個人情報、個人データ及び保有個人データ(以下「個人情報等」という。)の取扱いについて定めるものとする。

第2章 個人情報等の取扱いについて

第1節 個人情報等の利用について

(利用目的の特定)

- 第5条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定するとともに、それを公表するものとする。
- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲で行うものとする。

(利用目的による制限)

- 第6条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定され た利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。
- 2 法人は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。
- 3 前2項の規定は、次に揚げる場合については、適用しない。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国若しくは地方公共団体に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

(適正な取得)

第7条 法人は、個人情報の取得をするときは、適法かつ適正な方法で行うものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合及び取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

- 2 法人は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書及びその他の書面(住民票、通帳、年金手帳等、あるいは電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合、あるいはその他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。
- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知 し、又は公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 国若しくは地方公共団体に協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該業務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合

第2節 個人データの第三者提供

(個人データの第三者提供)

- 第9条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。
 - (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であ って、本人の 同意を得ることが困難である場合
 - (3) 公衆衛生の向上のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難である場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務 を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得る ことにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
 - (5) 個人情報保護法第23条第2項ないし第5項第3号(共同利用)の方法による場合
- 2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受けるものは、前項の規定の 適用については、第三者に該当しないものとする。
 - (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部又は 一部を委託する場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- 3 法人は、個人データの第三者提供について本人の同意があった場合で、その後、本人から第三者提供の範囲の一部についての同意を取り消す旨の申出があった場合は、その個人データの取扱いについては、本人の同意のあった範囲に限定して取り扱う。

(第三者提供に係る記録の作成等)

- 第10条 法人は、個人データを第三者に提供したときは、次の各号に掲げる記録を 作成する。なお、前条第1項の事由により本人の同意を得ずに第三者に個人情報の 提供を行った場合は、次の第2号から第5号の記録を作成する。
 - (1) 本人の同意を得ている旨
 - (2) 当該個人データを提供した年月日
 - (3) 当該第三者の氏名又は名称その他の当該第三者を特定するに足りる事項(不特定かつ多数の者に対して提供したときは、その旨)
 - (4) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他の当該本人を特定するに 足りる事項
 - (5) 当該個人データの項目
- 2 前項の記録の保存期間は、その作成日から5年間とする。

(第三者提供を受ける際の確認等)

- 第11条 法人は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、次の各号に掲 げる事項の確認を行わなければならない。ただし、法令により確認を要しないとさ れている場合は、この限りでない。
 - (1) 当該第三者の氏名又は名称及び住所並びに法人格を有する団体にあってはその代表者(法人格を有しない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人)の氏名
 - (2) 当該第三者による当該個人データの取得の経緯
- 2 法人は、前項の規定による確認を行ったときは、次の各号の記録を作成する。
 - (1) 個人データの提供を受けた年月日
 - (2) 前項の各号に掲げる事項
 - (3) 当該個人データによって識別される本人の氏名その他当該本人を特定するに足りる事項
 - (4) 当該個人データの項目
- 3 前2項の記録の保存期間は、その作成日から5年間とする。

第3節 保有個人データに関する事項の公表等

(保有個人データに関する事項の公表等)

- 第12条 法人は、保有個人データに関し、次の各号に掲げる事項について本人の知り得る状態に置き、本人から照会を受けたときは遅滞なく回答する。
 - (1) 法人の名称
 - (2) 全ての保有個人データの利用目的(本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等、特別な事由がある場合は除く。)
 - (3) 次項の規定による求め、次条の規定による開示又は第15条の規定による利用停止等による請求に応じる手続
 - (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申し出先

- 2 法人は、本人から当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
 - (2) 本人への通知又は公表により第三者の権利、利益が侵害されるおそれがある等特別の事由がある場合
- 3 法人は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨を決定したときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知する。

第4節 保有個人データの開示、訂正、追加、削除、利用停止

(保有個人データの開示等)

- 第13条 本人は、法人に対し、法人が保有する個人データの開示に関して、口頭又は書面にて請求することができる。
- 2 法人は、請求があった場合には、身分証明書等により本人であることを確認のう え、開示を行うものとする。なお。当該本人に係る保有個人データを有していない 場合は、その回答も同様の取り扱いとする。
- 3 開示は、書面により行うものとする。ただし、開示を請求した本人の同意がある場合には、書面以外の方法により開示をすることができる。
- 4 次の各号のいずれかに該当する場合は、開示の全部又は一部を行わないことができる。
 - (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利、利益を侵害するおそれがある場合
 - (2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - (3) 他の法令に違反することになる場合
- 5 保有個人データの開示又は不開示の決定の通知は、本人に対し書面により遅滞な く行うものとする。

(訂正等)

- 第14条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加、又は削除(以下この条において「訂正等」という。)を請求することができる。
- 2 法人は、前項の規定による請求を受けた場合には、その内容の訂正等に関して他 の法令の規定により特別の手続が定められている場合を除き、利用目的の達成に必 要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個 人データの内容の訂正等を行わなければならない。
- 3 法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部若しくは一部について訂正等を行ったとき、又は訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(利用停止等)

- 第15条 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第6条の規定に違反して取り扱われているとき、又は第7条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用停止又は消去(以下この条において「利用停止等」という。)を請求することができる。
- 2 法人は、前項の規定により請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。
- 3 本人は、法人に対し、当該本人が識別される保有個人データが第9条第1項の規 定に違反して第三者に提供されるときは、当該保有個人データの第三者への提供の 停止を請求することができる。
- 4 法人は、前項の規定により請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。ただし、当該保有個人データの第三者への提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない
- 5 法人は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について利用停止等を行ったとき若しくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき又は第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部若しくは一部について第三者への提供を停止したとき若しくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(理由の説明)

第16条 法人は、第12条第3項、第13条第5項又は前条第5項の規定により、本人から求められ又は請求された措置の全部又は一部について、その措置を取らない旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するようにしなければならない。

(代理人による開示等の請求等)

- 第17条 保有個人データの開示等の請求等は、次の各号の代理人によってすることができる。
 - (1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人
 - (2) 開示等の請求等をすることにつき本人が委任した代理人

第5節 個人情報等の登録・保管・廃棄について

(データ内容の正確性の確保)

第18条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ 最新の内容に保つように努めるものとする。

(安全管理措置)

第19条 法人は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人 データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。

(文書等の管理)

第20条 法人は、文書等の登録・保管・廃棄に関し、前2条の趣旨に照らし、 必要な措置を行うものとする。

第3章 個人情報管理に向けた体制

第1節 個人情報統括責任者等

(個人情報管理)

- 第21条 法人は、法人に個人情報統括責任者、事業所に個人情報管理責任者及び各 部署に個人情報管理者を置く。
- 2 個人情報統括責任者は事務局長とし、個人情報管理責任者は施設長又は部長とする。
- 3 個人情報統括責任者及び個人情報管理責任者(以下「統括責任者等」という。) は、法人の業務に従事する全ての役員及び職員に対し、個人情報にかかる個人の権 利保護の重要性を理解させ、遵守させなければならない。
- 4 統括責任者等は、個人情報管理者を指名し、個人情報管理の適正で確実な実施を 図るため、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努めるものとする。
- 5 個人情報管理者は、個人データの安全管理措置について定期的に自己評価等を行い、見直しや改善を行う。
- 6 統括責任者等は、個人情報漏えい等の問題が発生した場合において、法人の理事 長に報告・協議し、二次被害の防止対策を講じるとともに、府及び市の所管課に速 やかに報告する。

第2節 委託先の監督

(委託先の監督)

第22条 法人は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、委託先に おける個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検 討するとともに、委託先との間で業務委託における個人情報に関わる契約書を締結 したうえで提供を行うものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行うものと する。

第3節 法人に対する相談・苦情への対応

(法人による相談・苦情の対応)

- 第23条 法人は、個人情報の取扱いに関する相談・苦情の適切かつ迅速な対応に努 める。
- 2 法人は、前項の目的を達成するために、施設に個人情報相談窓口を設け、その他 必要な体制の整備に努める。

第4節 監 查

(監査)

- 第24条 統括責任者等は、法人における監事に報告し、個人情報の管理の状況について法人監事の監査を受ける。
- 2 法人監事は、法人の監査により、個人情報の管理について改善すべき事項がある と認めるときは、理事長に報告し、関係する役員あるいは職員に対し、改善のため の必要な指示を行わなければならない。
- 3 前項の指示を受けた者は、速やかに、改善のため必要な措置を講じ、かつ、その 内容を法人監事に報告しなければならない。

第4章 雜 則

(その他)

第25条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 個人情報取り扱い規則、個人情報に関する文書等管理規則及び個人情報にかかる 開示申請等に関する規則は、廃止する。